

○御嵩町東京圏からの移住支援事業における移住支援金交付要綱

令和元年9月20日

訓令甲第31号

改正 令和2年3月2日訓令甲第14号

改正 令和4年8月19日訓令甲第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、「清流の国ぎふ」創生総合戦略及びみみたけ創生!!総合戦略に基づき、御嵩町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、御嵩町が岐阜県と共同して行う岐阜県東京圏からの移住支援事業（以下単に「東京圏からの移住支援事業」という。）において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から御嵩町に移住した者が、移住支援金（以下「支援金」という。）の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において支援金を交付することに関し、岐阜県東京圏からの移住支援事業費補助金交付実施要領（平成31年4月1日地振第20号の2岐阜県清流の国推進部地域振興課長通知。以下「県実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 支援金の金額は、次に掲げる各号の区分に応じた額とする。

- (1) 単身世帯の申請の場合 60万円
- (2) 複数人の世帯の申請の場合 100万円

(交付対象者)

第3条 支援金の対象となる者は、単身の申請をする場合にあっては、第1号の要件を全て満たし、かつ、第2号、第3号、第4号又は第5号の要件に該当する者とし、世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件を併せて満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

ア 移住元に関する要件として次に掲げる事項の全てに該当すること。この場合において、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学の期間を通勤の期間とみなすことができる。

(ア) 住民票を御嵩町内に移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を御嵩町内に移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内に通勤していたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票

を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に転入したこと。

(イ) 支援金の申請時において、転入の届出後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 支援金の申請日から5年以上、御嵩町に継続して居住する意思を有していること。

(エ) 申請時において、御嵩町に町税等（御嵩町徴収職員取扱規則（平成20年規則第47号）第2条に規定する町税等をいう。以下同じ。）の滞納がないこと。

ウ その他の要件として次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 御嵩町暴力団排除条例（平成24年条例第19号）に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有していないこと。

(イ) 日本国籍を有すること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他岐阜県知事（以下「知事」という。）又は町長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

ア 一般に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が、東京圏以外の地域又は東京圏のうちの条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、岐阜県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

(オ) (イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 就業先に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 岐阜県プロフェッショナル人材確保事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続

して3か月以上在職していること。

(ウ) 就業先において、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であつて、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 御嵩町内の法人等に就業し、又は御嵩町内で起業する者

イ 法人、団体又は個人から地域との関わりを有するとして推薦された者

ウ 岐阜県又は御嵩町が実施する移住定住施策への協力の意思のある者

エ 移住5年目までの各年、現況等に関するレポート提出を行う意思のある者

(5) 起業に関する要件 申請日以前の1年以内に岐阜県が岐阜県地域課題解決型創業支援事業費補助金交付要綱に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 複数人の世帯に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 当該移住者を含む2人以上の世帯員（以下「世帯員」という。）が、移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 世帯員が、申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 世帯員が、いずれも平成31年4月1日以降に転入したこと。

エ 世帯員が、いずれも支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請時において、御嵩町で世帯員全員に町税等の滞納がないこと。

カ 帯員がいずれも、御嵩町暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有していないこと。

(令2訓令甲14・一部改正)

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、御嵩町東京圏からの移住支援事業移住支援金交付申請書（別記様式第1号）、定住等に係る誓約書（別記様式第2号）、町税等の納付状況及び住民基本台帳の確認同意書（別記様式第3号）、移住先の就業先の就業証明書（別記様式第4号の1又は別記様式第4号の2）及び本人確認書類に加え、第2条第1号の申請をする場合にあっては、前条第1号の要件を満たし、かつ、同条第2号、同条第3号、第4号又は第5号の要件に該当することを証する書類を、第2条第2号の申請をする

場合にあつては、併せて前条第6号の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

(令2訓令甲14・一部改正)

(支援金の交付決定及び通知)

第5条 町長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、速やかに御嵩町東京圏からの移住支援事業移住支援金交付（不交付）決定通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(支援金の交付請求)

第6条 前条の規定により交付決定の通知を受けた申請者は、御嵩町東京圏からの移住支援事業移住支援金交付請求書（別記様式第6号）により、町長に支援金を請求するものとする。

(令2訓令甲14・一部改正)

(報告及び立入調査)

第7条 知事及び町長は、東京圏からの移住支援事業の実施状況が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、東京圏からの移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(支援金の返還請求)

第8条 町長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用法人の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして知事及び町長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 虚偽の申請等をした場合 全額

(2) 支援金の申請日から3年未満に御嵩町から転出した場合 全額

(3) 支援金の申請日から起算して1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額

(4) 岐阜県地域課題解決型創業支援事業の交付決定を取り消された場合 全額

(5) 支援金の申請日から起算して3年以上5年以内に御嵩町から転出した場合 半額

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、知事及び町長が協議して定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年訓令甲第14号）

この訓令は、公布の日から施行し、令和元年12月20日から適用する。

附 則（令和4年訓令甲第22号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の御嵩町東京圏からの移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以降に住民票を移した者について適用する。